うるま市分別収集計画

（第9期）

令和元年６月

うるま市

目　　次

１　計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・２

（法第８条第２項第１号）

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・・・・・２～４

　　（法第８条第２項第２号）

７　分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器・・・・・・・・・・４

　　包装廃棄物の収集に係る分別の区分

　　（法第８条第２項第３号）

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物・・・・・・・・・５

　　ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省

　　令で定める物の量の見込み

　　（法第８条第２項第４号）

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと・・・・・・・６

　　の量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で

　　定める物の量の見込みの算定方法

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・６

　　（法第８条第２項第５号）

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・７

　　（法第８条第２項第６号）

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・・・７

　　（法第８条第２項第７号）

**うるま市分別収集計画（第9期）**

**１　計画策定の意義**

　　快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

　　現在、本市においては、「第２次うるま市総合計画」や平成３０年３月に策定した「うるま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会の形成を目指したまちづくりを推進し、種々の施策を実施しているところです。

　　本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第８条に基づいて、一般廃棄物の大きな役割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の４Ｒ（リフューズ：ごみを出さない、リデュース：ごみの発生抑制、リユース：ものを再使用、リサイクル：再生利用する、）を推進することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図るため市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものです。

　　本計画を推進することにより、廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用の促進を図ることによって、環境負荷の少ない「循環型社会」の形成を図るものです。

**２　基本的方向**

　　本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

①市民・事業所・行政が一体となって４Ｒを推進することによる廃棄物の発生抑制と資源の有効利用。

②市民・事業所・行政が一体となった取組による、環境負荷の低減。

**３　計画期間**

本計画は、令和２年４月を始期とする５年間（令和２年度から令和６年度）とし、令和４年度に見直す。

**４　対象品目**

　　本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ＰＥＴボトル、を対象とします。

**５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 容器包装廃棄物 | 1,625ｔ | 1,627ｔ | 1,629ｔ | 1,632ｔ | 1,634ｔ |

**６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）**

　容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

1. **住民の役割**

（１）ライフスタイルの見直し

　　日常的に、ごみの発生・排出量を削減するライフスタイルへの転換を促す。

　　・使い捨て製品の使用の抑制

　　・簡易包装の製品の購入

　　・詰め替え製品の購入

　　・リユース及びリサイクル製品の選択

　　・紙類の分別の徹底

　（２）マイバッグ等の運動の促進

　　・販売商品のレジ袋などの過剰包装を削減するため、マイバッグの持参を徹底

　　・マイ箸、マイカップの利用

　（３）食品トレイ等の店頭回収の利用

　（４）４Ｒの推進・組織づくり

　　・４Ｒを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみ分別指導や減量化の工夫等　　　の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくり

・ごみ減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力

1. **事業者の役割**

（１）減量化・資源化の双方を含む対策

　　・使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す

　　・流通包装の簡素化と排出抑制に取り組む

　　・過剰包装を自粛する

　　・市の減量化・資源化施策に協力する

　　・レジ袋の有料化及びマイバッグへの協力要請

　（２）食品トレイ等の店頭回収

　　・食品トレイ等の店頭回収への実施

　　・自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大

　　・店頭回収を実施している事業所の情報発信

（３）ごみになりにくい商品の開発

　・大量廃棄の素になる使い捨て商品等の製造を見直し、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品開発

　・商品等の一部がごみとならないような商品の見直し、分別可能でリサイクルが容易な商品開発

（４）４Ｒの推進・組織づくり

　・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力

　・４Ｒを適切に推進するため、従業員等へのごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり

1. **行政の役割**

（１）市民に対する４Ｒ活動の推進

　　・環境クリーン指導員を設置し、ごみの排出指導、ごみの減量・資源化の促進　及び指導を推進する

　　・マイバック持参の呼びかけ

　　・環境負荷の少ない処理やごみ処理に要する費用等について認識を深めるための環境教育・環境学習の場の提供

　　・市民団体等の協力を得て、更なるごみの分別や資源化を推進

　（２）事業者に対する４Ｒ活動の推進

　　・簡易包装やばら売り・量り売りの取り組みの働きかけ

　　・環境に優しい製品やサービス提供の働きかけ

　　・リサイクルルートの確保

（３）環境教育の推進

・ごみ処理施設等の見学会を実施し、一人でも多くの子供がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育の実施

・４Ｒの普及啓発を推進するため、市民や事業者への出前講座を定期的に開催

　（４）普及啓発の推進

　　・市民及び事業者のごみに関する環境問題やごみ減量について意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用

　 ・ごみ減量化の取組事例について広報紙やホームページでの情報発信

　（５）事務用消耗品等についての配慮

・割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用

　　・マイボトルの持参

　　・使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用

　　・物品等の納入時における過剰包装の削減を推進

　　・新聞、雑誌、段ボール、雑紙、などの古紙分別を徹底

　　・資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の徹底

　　・市主催のイベント会場にごみ分別回収ボックスを設置

**７　分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）**

廃棄物処理施設の整備状況及び、うるま市一般廃棄物処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定めます。

　　また、市民の協力度と本市が有する収集機材・分別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **分別収集をする容器包装廃棄物の種類** | | **収集に係る分別の区分** |
| 主としてスチール製の容器  主としてアルミ製の容器 | | 缶 |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | ガラスびん |
| 茶色のガラス製容器 |
| その他ガラス製容器 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充て  んするためのもの（原材料としてアルミ  ニウムが利用されているものを除く。） | | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | | 段ボール |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製  の容器であって飲料、しょうゆ等を充て  んするためのもの | | ペットボトル |

**８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）**

****

**９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装**

**リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

家庭系資源ごみの直近年度の分別基準適合物等の収集実績（１人当たりの量）×推計人口に過去５年分の実績値（増減率）を加味して算定した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 124,207人  （対前年度比）  100.26% | 124,389人  （対前年度比）  100.14% | 124,572人  （対前年度比）  100.14% | 124,754人  （対前年度比）  100.14% | 124,937人  （対前年度比）  100.14% |

※人口変動率はうるま市一般廃棄物処理基本計画より

**10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）**

　分別収集は、一般廃棄物処理基本計画に基づいて収集運搬を行ないます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **容器包装廃棄物の種類** | | **収集に係る分別の区分** | **収集・運搬** | **選別・保管** |
| 主としてスチール製の容器 | | 缶 | 市による定期収集  （委託） | 中部北環境施設組合 |
| 主としてアルミ製の容器 | |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | ガラスびん |
| 茶色のガラス製容器 |
| その他ガラス製容器 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | | 古紙類 |
| 主として段ボール製の容器 | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル |

**11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）**

かん類、びん類、古紙類、ペットボトルの処理は、これまで同様に中部北環境施設組合に搬入し、選別・圧縮処理、一時保管を行ないます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分別収集する容器**  **包装廃棄物の種類** | | **収集に係る**  **分別の区分** | **収集容器** | **収集車両** | **中間処理** |
| 主としてスチール製の容器 | | 缶 | 容器 | パッカー車  ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 中部北環境施設組合 |
| 主としてアルミ製の容器 | |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | ガラスびん |
| 茶色のガラス製容器 |
| その他ガラス製容器 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | | 古紙類 | 紙ひもで  縛ります | ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 中部北環境施設組合 |
| 主として段ボール製の容器 | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル | 市指定袋 | パッカー車ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 中部北環境施設組合 |

**12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項**

市民や事業所及び団体の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていきます。また、環境クリーン指導員の活用及び一般廃棄物減量等推進審議会の開催等により、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。